

# 草加市ネーミングライツ事業に関する実施方針

令和6年2月16日市長決裁

## 1 趣旨

この実施方針は、市の公共施設等への命名権（以下「ネーミングライツ」といいます。）の適正な導入を図るために、対象施設や募集の方法、応募者の選定等について定めるものです。

## 2 概要

ネーミングライツは、市との契約によって命名権を取得した事業者（以下「ネーミングライツパートナー」といいます。）が、市の公共施設等の名称に、企業名や商品名、ブランド名などを冠した愛称を付与する代わりに、ネーミングライツパートナーからその対価を得て施設等の管理運営及び利用者へのサービス向上に役立てるものです。

市は、ネーミングライツ導入後、ホームページや広報、印刷物などにおいて愛称を積極的に使用します。ただし、ネーミングライツは、あくまで愛称を付けるものであり、条例上の施設の正式名称を変更するものではありません。

## 3 対象施設等

市の公共施設等のうち、多くの市民の利用があり、ネーミングライツの導入により、一定の広告効果や利用者の増加などが期待されるものを対象とします。

なお、施設利用者の混乱を招くおそれがある施設、市民公募等によって愛称が付けられている施設、施設の性格上、導入することがふさわしくない施設等は、対象外とします。

<対象外の例>

市役所庁舎、サービスセンター、病院、学校、保育園など

## 4 愛称

### (1) 愛称の条件

ネーミングライツにより付与される愛称は、市民等にとって親しみやすさや呼びやすさなど理解が得られるものであり、かつ、施設等の用途を連想できるものとし、ます。あくまで施設の愛称であることから、条例で定める施設の名称の改正は行いません。

利用者の混乱を避けるため、契約期間内の愛称の変更は認めません。また、愛称

が定着するまで、条例上の名称を併記することがあります。

## (2) 愛称の禁止

草加市広告掲載基準第4条に定める次のいずれかに該当するものは愛称とすることができません。

- ア 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- イ 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- ウ 政治性又は宗教性のあるもの
- エ 人権侵害、差別又は名誉毀損のおそれがあるもの
- オ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
- カ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
- キ 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- ク 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
- ケ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
- コ 社会的に不適切なもの
- サ 社会問題に対する主義主張

## 5 愛称の表示

施設の愛称の表示に係る看板表示等の設置に際しては、草加市景観条例（平成20年3月18日条例第12号）第5条に定める次の規定を順守することとします。

- (1) 事業者は、基本理念にのっとり、自らが景観づくりの主体であることを認識し、良好な景観に対する意識を深めるとともに、自らの施設及び事業活動が景観の重要な構成要素であることを認識し、地域の景観づくりに積極的に貢献するよう努めなければならない。
- (2) 事業者は、市が行う景観づくりの推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。
- (3) 事業者は、埼玉県屋外広告物条例（平成19年埼玉県条例第46号）並びにその他良好な景観の形成に資する法令及び条例を遵守しなければならない。

## 6 命名権料

他自治体の類似事例や、利用者数、イベント開催数、市場価値等を総合的に勘案し、施設等ごとに設定します。

## 7 期間

契約は5年以上とし、10年を上限とします。契約期間満了後は、改めて公募を実施します。

## 8 募集方法

ネーミングライツパートナーの募集は、原則として公募により行うこととし、募集に際し必要な事項については、別途募集要項等を作成します。

## 9 応募資格

応募資格を有する者は、個人・法人問わず事業者とします。ただし、草加市広告掲載基準第3条に定める次のいずれかに該当する業種又は事業者は、応募することができません。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)で風俗営業と規定される業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条に規定する貸金業(消費者金融)
- (4) 商品先物取引
- (5) たばこ
- (6) ギャンブルに係るもの
- (7) 規制対象となっていない業種においても社会問題を起こしている業種や事業者
- (8) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (9) 興信所、探偵事務所等
- (10) 債権取立て、示談引受等をうたったもの
- (11) 民事再生法(平成11年法律第225号)及び会社更生法(平成14年法律第154号)による再生・更正手続中の事業者
- (12) 各種法令に違反しているもの
- (13) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (14) 市税を滞納しているもの

## 10 応募に要する費用負担

応募に要する経費は、全て応募者の負担とします。

## 11 選定方法

- (1) 募集期間内に応募があった場合、「愛称の条件」及び「応募資格」を満たしていることを確認するため、事務局で事前選定を行い、その後選定委員が「草加市ネーミングライツ選定基準」に沿って採点します。採点結果を事務局で集計し、優先交

渉権者を選定します。

優先交渉権者とは、応募者のうち、ネーミングライツパートナーとして適格であり、かつ有利な条件で契約を締結することができる者として、他の応募者に優先して市が契約交渉を行う者のことをいいます。

(2) 次の者を選定委員とします。

- ア 副市長
- イ 総合政策部長
- ウ 総務部長
- エ 都市整備部長
- オ 当該施設を所管する部長
- カ 外部有識者

### 1.2 決定及び契約の締結・公表

優先交渉権者と契約の内容について協議し、合意に至った後、市と優先交渉権者との間で、ネーミングライツに関する契約を締結します。

年度途中で契約を行った場合において、初年度の納付金額及び契約最終年度は、年間契約金額を月割りした金額となります。

ネーミングライツパートナーの決定後（契約締結後）、速やかに当該民間事業者の名称、施設の新名称（愛称）、命名権料、契約期間等を市ホームページ、報道機関への情報提供等により広く公表します。

### 1.3 導入に伴う費用負担

市とネーミングライツパートナーの費用負担は、次によるものとします。

（詳細は双方協議の上、契約書において定めます。）

費用負担の区分	市	ネーミングライツ パートナー
命名権料		○
応募及び契約締結に要する費用		○
敷地内外の看板表示等の変更にかかる費用（※1）		○
道路標識等の表示等変更（※1）		○
契約期間満了後（契約解除を含む。）の原状回復にかかる費用		○
契約締結後に市が作成するパンフレット等の印刷物や市ホームページの表示変更にかかる費用（※2）	○	

- ※1 敷地外、道路標識等の表示変更は、市や関係機関と協議の上、変更可能な表示について行います。また新規看板等の設置については、設置の可否も含めて協議します。
- ※2 残部数や切替時期などを考慮し、協議の上、決定します。

#### 1.4 命名権料の納入及び返納

命名権料は、年度ごとに当該年度分を一括で納入するものとし、納入通知書により、市長が指定する期日までに納入するものとします。ただし、市がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りではありません。

既納の命名権料は、返納しないものとします。ただし、命名権者の責めに帰さない理由により、契約を解除したときは、この限りではありません。

#### 1.5 契約の解除

市の指定する期日までに命名権料を納入しないとき、又はネーミングライツパートナーの信用失墜行為により、施設等のイメージが損なわれるおそれがある場合及びその他の理由で当該施設の愛称の維持が困難な場合には、市は契約満了を待たず契約を解除できるものとします。この場合における原状回復等に必要な費用は、当該ネーミングライツパートナーが負担するものとします。

#### 1.6 契約の変更

市及びネーミングライツパートナーは、災害その他のやむを得ない事由により、この契約の履行に支障があると判断した場合には、双方協議の上、契約内容を変更することができるものとします。